

覚醒剤原料取扱いの手引

薬局用



令和6年12月改訂



東京都保健医療局

目次

I 用語の定義

1	覚醒剤原料	1
2	医薬品である覚醒剤原料	1
3	覚醒剤原料取扱者	1
4	薬局	1

II 覚醒剤原料の取扱い

1	譲受と譲渡	2
2	所持	3
3	使用	3
4	保管	4
5	帳簿	4
6	廃棄と事故	5
7	薬局廃止時に所有する覚醒剤原料の処理	6
8	その他	6

III 覚醒剤原料帳簿記載例

1	受入れ	7
2	覚醒剤原料廃棄届	7
3	覚醒剤原料事故届	7
4	患者等から返却された覚醒剤原料	8
5	業務廃止時に所有する覚醒剤原料を譲渡する場合	8

IV 覚醒剤原料一覧（令和6年12月現在）

1	物質名一覧表	9
2	商品名一覧表	10

V 麻薬と医薬品覚醒剤原料の取扱いについて（比較）

1	法改正により取扱いが同様となった点	11
2	取扱いが異なる点	12

VI 様式集

様式 1	覚醒剤原料廃棄届出書	1 4
様式 2	交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書	1 5
様式 3	交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書	1 6
様式 4	覚醒剤原料事故届出書	1 7
様式 5	業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書	1 8
様式 6	業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書	1 9
様式 7	業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書	2 0
様式 8	覚醒剤原料帳簿	2 1
薬務課WEBページのご案内		2 2

覚 醒 剤 原 料

I 用語の定義

1 覚醒剤原料（覚醒剤取締法（以下「法」という。）第2条第5項）

覚醒剤原料とは、「法別表」に掲げられた物質及び「覚醒剤原料を指定する政令」で定められた物質のことです。該当品目については、P 9の「IV 1 物質名一覧表」を参照してください。

2 医薬品である覚醒剤原料（法第2条第5項、医薬品医療機器等法第2条第1項、医薬品医療機器等法第14条第1項）

医薬品である覚醒剤原料（以下「医薬品覚醒剤原料」という。）とは、覚醒剤原料を含有するもので、かつ、医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品に該当するものです。医薬品医療機器等法に基づく医薬品の承認を受けた品目については、P 10の「IV 2 商品名一覧表」を参照してください。

3 覚醒剤原料取扱者（法第2条第9項、法第30条の2）

覚醒剤原料取扱者とは、覚醒剤原料を譲り渡すことを業とすることができ、又は業務のため覚醒剤原料を使用することができるものとして、法の規定により都道府県知事の指定を受けた者をいいます。

薬局に医薬品覚醒剤原料を販売する医薬品卸売販売業者は、覚醒剤原料取扱者の指定を受けて業務を行っています。

4 薬局（法第30条の7、法第30条の9、法第30条の11）

薬局は、調剤で使用する場合に限り、医薬品覚醒剤原料を取り扱うことができます。

しかし、覚醒剤原料取扱者の指定を受けていない薬局では、医薬品でない覚醒剤原料（試薬等）を取り扱うことはできません。また、医薬品覚醒剤原料であっても、調剤以外（販売、譲渡、薬局製造販売医薬品の製造等）の目的で取り扱うことはできません。これらの業務を行う場合、別途、覚醒剤原料取扱者等の指定を受けなければなりません。

一方、覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局が、覚醒剤原料取扱者の資格により購入した覚醒剤原料を調剤に使用する場合、覚醒剤原料取扱者と同一人である薬局との間で、譲渡証・譲受証の交換及び覚醒剤原料取扱者としての帳簿への譲渡記録が必要です。また、薬局の資格で購入した医薬品覚醒剤原料は、覚醒剤原料取扱者の指定を受けていても、調剤以外に使用（販売、譲渡、薬局製造販売医薬品の製造等）することはできません。

Ⅱ 覚醒剤原料の取扱い

1 譲受と譲渡

薬局における覚醒剤原料の譲受け・譲渡しは、（１）から（５）に掲げる場合に限られます。

したがって、他の薬局（開設者が同一である場合を含む。）、病院又は診療所との貸し借り並びに購入先への返品をすることはできません。

（１）調剤のために使用する医薬品覚醒剤原料の譲受（法第３０条の９、第３０条の１０）

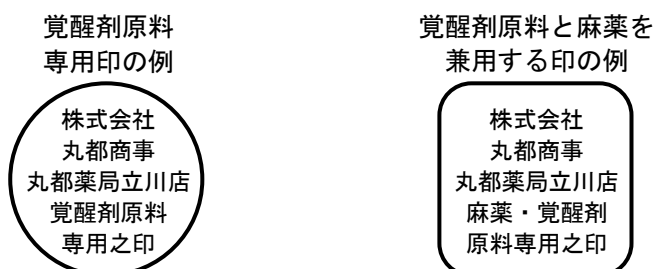
薬局が譲り受けることができる覚醒剤原料は、調剤のために使用する医薬品覚醒剤原料に限られます。また、譲受けは、覚醒剤原料取扱者等、法に基づく指定を受けた者から行わなければならない。

譲受けの際は、次の事項に十分注意してください。

ア 覚醒剤原料取扱者等へ覚醒剤原料譲受証を交付し、覚醒剤原料取扱者等からは覚醒剤原料譲渡証の交付を受けてください。覚醒剤原料譲受証の交付が、覚醒剤原料を譲り受ける前提条件です。

イ 覚醒剤原料譲受証は、譲受者（薬局）の責任において作成し、押印してください。

なお、譲受証に押印する印は、法人にあっては代表者印となりますが、支店等で代表者印が常置されていない場合は、代表者印に代わる覚醒剤原料専用の印（他の用務と併用する印は認められません。ただし、麻薬専用の印を除く。）又は代表者が認めた施設の長の印（個人印は除く）でも構いません。また、印影が変形する可能性のある印（ゴム印、スタンプ印等）は避けてください。



ウ 覚醒剤原料取扱者等から交付を受けた覚醒剤原料譲渡証は、２年間保存してください。

エ 覚醒剤原料を譲り受けるときは、覚醒剤原料譲渡証の品名、数量と現品が相違ないかを確認してください。

オ 譲り受ける覚醒剤原料について、覚醒剤原料取扱者等立会いの下で破損等を発見した場合、覚醒剤原料取扱者等が、覚醒剤原料事故届を提出することになります。しかし、譲り受けた後に破損等を発見した場合、薬局が覚醒剤原料事故届を提出しなければなりません。

（２）処方箋を所持する者への譲渡（法第３０条の９）

薬局の開設者は、処方箋により調剤した医薬品覚醒剤原料を、その処方箋を所持する者に譲り渡すことができます。

(3) 交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料の譲受（法第30条の9、第30条の14）

医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者やその相続人等から、施用中止又は死亡等の理由により施用する必要のなくなった医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます（他の病院や薬局等が交付した医薬品覚醒剤原料を含む）。

患者等から交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料を譲り受けたときは、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書[様式2]」により、管轄の保健所等に届け出てください。

なお、患者等から譲り受けた交付又は調剤済の医薬品覚醒剤原料は、再利用できず、速やかに廃棄する必要があります（廃棄の手続きは、P5の「Ⅱ 6 （2）交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」参照）。

(4) 許可を得て行う譲渡（法第30条の9）

薬局の開設者は、不良品の返品等特殊な場合、厚生労働大臣の許可を受けて、覚醒剤原料を譲り渡すことができます。この場合、覚醒剤原料譲渡許可申請書を関東信越厚生局宛に提出し、事前に許可を受けなければなりません。

(5) 薬局の廃止に伴う譲渡・譲受（法第30条の10、第30条の15）

ア 廃止した薬局の開設者は、廃止後30日以内であれば、他の薬局（移転後の薬局、開設者変更後の薬局を含む。）、病院、診療所、覚醒剤原料取扱者等、覚醒剤原料を取り扱うことのできる施設に、薬局廃止時に所有していた医薬品覚醒剤原料を譲り渡すことができます（譲渡後の手続は、P6の「Ⅱ 7 薬局廃止時に所有する覚醒剤原料の処理」参照）。

なお、薬局の廃止に伴い、医薬品覚醒剤原料を譲り渡す場合、譲受者に覚醒剤原料譲渡証を交付し、譲受者から覚醒剤原料譲受証の交付を受けなければなりません。

イ 薬局の開設者は、廃止した他の薬局（移転前の薬局、開設者変更前の薬局を含む。）、病院、診療所、覚醒剤原料取扱者等、覚醒剤原料を取り扱うことのできる施設の開設者から、廃止時に所有していた医薬品覚醒剤原料を、廃止後30日以内であれば、譲り受けることができます。

なお、廃止した他の薬局等から、医薬品覚醒剤原料を譲り受ける場合、譲渡者から覚醒剤原料譲渡証の交付を受け、譲渡者に覚醒剤原料譲受証を交付しなければなりません。

2 所持（法第30条の7）

薬局において覚醒剤原料を所持できるのは、薬局の開設者、薬剤師及びこれらの者の業務上の補助者が、医師等の処方箋により調剤した医薬品覚醒剤原料及び調剤のために使用する医薬品覚醒剤原料を所持するに限られます。

3 使用（法第30条の11）

薬局における覚醒剤原料の使用は、調剤に従事する薬剤師が、医薬品覚醒剤原料を、調剤のため使用する場合に限られます。

4 保管（法第30条の12）

ア 覚醒剤原料は、薬局内のできるだけ人目につかない場所で、かつ、かぎをかけた場所に保管しなければなりません。（R2/3/11 薬生監麻発 0311 第2号）

なお、「かぎをかけた場所」とは、施錠設備のある倉庫、薬品庫、金庫、ロッカー、医薬品棚、引き出し等のことです。

イ 覚醒剤原料保管庫は、容易に破られない材質のものにしてください。

ウ 覚醒剤原料保管庫が容易に持ち運べる場合は、床にボルト等で固定してください。

エ 覚醒剤原料は、麻薬保管庫内で保管することはできません。（麻薬及び向精神薬取締法第34条）

オ 覚醒剤原料は、毒薬・劇薬と区別して保管しなければなりません。（医薬品医療機器等法第48条）

カ 覚醒剤原料は、毒物・劇物を貯蔵する保管庫内で保管することはできません。（S52/3/26 薬発第313号）

5 帳簿（法第30条の17）

（1）帳簿の設置及び保存

医薬品覚醒剤原料を取扱う薬局の開設者は、覚醒剤原料に関する帳簿（以下「覚醒剤原料帳簿」という。）を備えなければなりません。また、使い終わった覚醒剤原料帳簿は、最終記載の日から2年間保存してください。

（2）帳簿の記載事項

覚醒剤原料帳簿には、次の事項を記載しなければなりません。

ア 譲り受けた医薬品覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日

イ 譲り渡した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日

ウ 覚醒剤原料事故届を提出した場合は、届け出た医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び事故年月日（届出年月日については備考欄に記載）

エ 廃棄した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日

（3）帳簿記載上の注意事項

ア 品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載してください。

イ 着脱式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用する場合は、ページ番号を付してください。

ウ 鉛筆等消えやすいものは使用せず、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。

エ 記載内容の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、そのわきに正しい数字等を書き、訂正した箇所に訂正者（管理薬剤師等）の印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。

オ 原則として、記載は、譲り受け又は譲り渡しの都度行ってください。

カ 定期的に帳簿残高と在庫現品との確認を励行してください。

キ 覚醒剤原料の受払い等についてコンピュータを用いて処理し、帳簿とする場合は、定期的に出力された印刷物を1ヵ所に整理し、管轄の保健所等職員の立入検査等の際に提示できるようにしてください。

6 廃棄と事故

(1) 覚醒剤原料廃棄届出書（法第30条の13）

覚醒剤原料廃棄届出書は、覚醒剤原料を廃棄する前に提出する書類です。

また、覚醒剤原料廃棄届出書提出後に覚醒剤原料を廃棄する際は、必ず管轄保健所等職員の立会いが必要になります。したがって、覚醒剤原料廃棄届出書で廃棄手続きを行うべき覚醒剤原料を無断で廃棄した場合、法違反となりますので、十分注意してください。

なお、覚醒剤原料廃棄届出書による覚醒剤原料の廃棄手続は、次により行ってください。

【対象となる医薬品覚醒剤原料】

- ① 古くなった医薬品覚醒剤原料
- ② 変質、汚染又は破損等により使用しなくなった医薬品覚醒剤原料
- ③ 使用の見込みがなく不要になった医薬品覚醒剤原料
- ④ 調剤過誤により使えなくなった医薬品覚醒剤原料

【提出書類】 覚醒剤原料廃棄届出書【様式1】

【提出時期】 事前に届け出てください。

【提出先】 管轄の保健所等

【廃棄方法】 覚醒剤原料廃棄届出書提出後、管轄の保健所等職員の立会いの下、原則薬局で行います。

* 帳簿の記入は、廃棄に立ち会った管轄の保健所等職員が行います。（帳簿の記載方法は、P 7 III 2「覚醒剤原料廃棄届」参照）

(2) 交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書（法第30条の14）

患者等から譲り受けた交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料を廃棄する際の手続きは、次により行ってください。

【対象となる医薬品覚醒剤原料】

- ① 患者が不要になり、患者から返却された医薬品覚醒剤原料
- ② 患者の死亡により、相続人等から返却された医薬品覚醒剤原料

【廃棄方法】 管理薬剤師等が、薬局の他の職員の立会いの下、焼却、放流等、医薬品覚醒剤原料の回収が困難な方法で行わなければなりません（規則第15条）。

【提出書類】 交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書【様式3】

【提出時期】 廃棄後30日以内（30日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても構いません。）

【提出先】 管轄の保健所等

(3) 事故（法第30条の14）

所有する医薬品覚醒剤原料を喪失し、盗み取られ、又はその所在が不明となったときは、速やかにその医薬品覚醒剤原料の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を届け出なければなりません。

【提出書類】 覚醒剤原料事故届出書【様式4】

【提出時期】 事故発生後速やかに

【提出先】 管轄の保健所等

* 医薬品覚醒剤原料を盗取された場合は、速やかに警察署へも届け出てください。

* 事故届を提出した場合には、帳簿にその旨を記載し、事故届の写しを保管しておいてください。（帳簿の記載方法は、P 7 III 3「覚醒剤原料事故届」参照）

7 薬局廃止時に所有する覚醒剤原料の処理（法第30条の10、第30条の15）

薬局の開設者が薬局を廃止したときは、15日以内に、所有する覚醒剤原料の品名及び数量を「業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書[様式5]」により、管轄の保健所等に報告しなければなりません。

なお、覚醒剤原料を所有していない場合でも、「所有なし」の旨、届出が必要です。
(R2/3/11 薬生監麻発 0311 第2号)

廃止後30日以内であれば、所有する覚醒剤原料を、他の薬局（移転後の薬局、開設者変更後の薬局を含む。）、病院、診療所、覚醒剤原料取扱者等、覚醒剤原料を取り扱うことのできる施設に譲り渡すことができます。その際は、譲渡先と覚醒剤原料譲渡証・譲受証を取り交わしてください。なお、譲り渡したときは、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書[様式6]」により、管轄の保健所等に報告してください。

なお、所有する覚醒剤原料を30日以内に譲り渡すことができなかった場合は、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書[様式7]」により、管轄の保健所等に届け出て、速やかに覚醒剤監視員の立会いを求め、廃棄等の処分をしてください。

8 その他

(1) 携帯輸出（輸入）（法第30条の6）

自己の疾病の治療のため医薬品覚醒剤原料を服用する必要がある患者が、外国に出かけたり（出国）、又は外国で飲み残した医薬品覚醒剤原料を携帯して入国（輸入）する場合には、厚生労働大臣の許可を受ければ、医薬品覚醒剤原料を携帯して出入国（輸出入）することができます。

医薬品覚醒剤原料を服用中の患者から問い合わせがあった場合は、厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部へ直接問い合わせるよう回答してください。

厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部

電話 03-3512-8691（許認可直通）

(2) 立入検査（法第32条、第33条）

立入検査は、覚醒剤原料による事故の未然防止等の目的で行われるものであり、犯罪捜査のために行うものではありません。

立入検査を行う職員（覚醒剤監視員）は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず呈示を求め、確認してください。

III 覚醒剤原料帳簿記載例（帳簿の様式は、[様式8]参照）

1 受入れ（覚醒剤原料取扱者からの購入）と払出し（処方箋による調剤）

品 名	エフピーOD錠2.5			単 位	錠
年 月 日	受 入	払 出	残 量	備 考	
5. 10. 15	30		30	丸都薬品世田谷支店 J1-2345	
5. 10. 19		21	9	○野 ○子	
5. 10. 21	30		39	丸都薬品世田谷支店 J1-2346 10/22納品	

- *1 受入れの際は、購入先の覚醒剤原料取扱者の氏名又は名称及び購入した覚醒剤原料の製造番号を備考欄に記載してください。
- *2 処方箋によって調剤された日をもって払出しの日として記載してください。また、医薬品覚醒剤原料を交付した患者の氏名を備考欄に記載してください。
- *3 受入年月日は、覚醒剤原料取扱者が作成した覚醒剤原料譲渡証に記載された年月日を記載してください。覚醒剤原料譲渡証と医薬品覚醒剤原料の到着年月日が異なるときは、覚醒剤原料譲渡証の日付を受入年月日とし、備考欄に実際の到着年月日を記載してください。

2 覚醒剤原料廃棄届

品 名	セレギリン塩酸塩錠2.5mg			単 位	錠
年 月 日	受 入	払 出	残 量	備 考	
R1. 7. 3	100		100	丸都薬品八王子支店 U1-7203	
R1. 7. 8		28	72	×田 ×之	
R6. 2. 10		72	0	廃棄（廃棄届出年月日(6. 2. 4)） 廃棄に立ち会った保健所等職員の記名押印又は署名	

- *1 年月日欄には、保健所等職員立会いの下、覚醒剤原料を廃棄した年月日を記載してください。
- *2 備考欄は、廃棄に立ち会った保健所等の職員が記入します。

3 覚醒剤原料事故届

品 名	ビバンセカプセル20mg			単 位	カプセル
年 月 日	受 入	払 出	残 量	備 考	
5. 7. 6			18	前帳簿から繰越し	
5. 7. 6	60		78	丸都薬品八王子支店 P1-3999	
5. 7. 8		21	57	◎野 ◎子	
5. 7. 9		1	56	紛失（5. 7. 10事故届提出）	

- * 年月日欄には事故発生年月日、払出欄には事故覚醒剤原料の数量、備考欄には事故の形態（紛失、流出、破損等）及び覚醒剤原料事故届の提出年月日を記載してください。

4 患者等から返却された医薬品覚醒剤原料

品 名	エフピーOD2.5			単 位	錠
年 月 日	受 入	払 出	残 量	備 考	
5. 4. 22	200		200	丸都薬品八王子支店 U1-5118	
5. 4. 27		14	186	○藤 ○郎	
5. 5. 6	(4)			返納 (○藤 ○郎) 5.10 交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書提出 5.12 廃棄 立会者 鈴木○子 5.15 交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書提出	
5. 5. 9		14	172	□橋 □子	

＊1 患者から返却された医薬品覚醒剤原料数量を受入欄に記入する際には、覚醒剤原料取扱者から購入した数量と区別できるように、① () を付ける、②色を変える、③記号を付ける等の方法により記載してください。

＊2 患者から返却された医薬品覚醒剤原料数量は、残量に加えないでください。

5 業務廃止時に所有する覚醒剤原料を譲渡する場合

薬局の業務を廃止後30日以内に、所有する覚醒剤原料を他の薬局等に譲り渡す場合を除き、原則として、覚醒剤原料の譲渡はできませんので、注意してください。

譲渡側の薬局 (丸都薬局三鷹店)

品 名	セレギリン塩酸塩錠2.5mg			単 位	錠
年 月 日	受 入	払 出	残 量	備 考	
5. 1. 14			72	前帳簿から繰越し	
5. 1. 14		14	58	□岡 □宏	
5. 4. 3		58	0	3.31業務廃止 4.10覚醒剤原料譲渡届提出 丸都薬局吉祥寺店へ譲渡	

＊ 薬局の業務廃止後30日以内に、覚醒剤原料を都内の他の薬局等に譲り渡し、覚醒剤原料帳簿を閉鎖した後も、当該帳簿は2年間保存しなければなりません。

↓ ↓ ↓

譲受側の薬局 (丸都薬局吉祥寺店)

品 名	セレギリン塩酸塩錠2.5mg			単 位	錠
年 月 日	受 入	払 出	残 量	備 考	
5. 3. 25			126	前帳簿から繰越し	
5. 3. 25		28	98	○鳥 ○子	
5. 4. 3	58		156	丸都薬局三鷹店廃止に伴う譲受	
5. 4. 9		28	128	○鳥 ○子	

＊ 他の薬局等が、業務廃止した際に所有していた覚醒剤原料を譲り受ける場合、譲渡側が所管の保健所等に提出した覚醒剤原料譲渡届の写しを入手し、他の覚醒剤原料関連書類と共に保管してください。

IV 覚醒剤原料一覧（令和6年12月現在）

1 物質名一覧表

	名 称	別 名	濃度規制
1	1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	エフェドリン プソイドエフェドリン	10%以下除外
2	1-フェニル-1-クロロ-2-メチルアミノプロパン、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	クロロエフェドリン	
3	1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	メチルエフェドリン	10%以下除外
4	1-フェニル-1-クロロ-2-ジメチルアミノプロパン、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	クロロメチルエフェドリン	
5	1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパン、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	ジメチルプロパミン	
6	フェニル醋酸、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物		10%以下除外
7	フェニルアセトアセトニトリル、 及びこれを含有する物		
8	フェニルアセトン、 及びこれを含有する物		
9	エチル=2-メチル-3-フェニルオキシラン-2-カル ボキシラート、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	BMK ethyl glycidate	
10	エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	ノルエフェドリン フェニルプロパノールアミン	50%以下除外
11	3-オキソ-2-フェニルブタンアミド、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	APAA	
12	2,6-ジアミノ-N-（1-フェニルプロパン-2-イル） ヘキサンアミド、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	リスデキサンフェタミン	
13	1,1-ジメチルエチル=2-メチル-3-フェニルオキシ ラン-2-カルボキシラート、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	BMK tert-butyl glycidate	
14	N・α-ジメチル-N-2-プロピニルフェネチルアミン、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	セレギリン デブレニル	
15	ブチル=2-メチル-3-フェニルオキシラン-2- カルボキシラート、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	BMK butyl glycidate	
16	プロピル=2-メチル-3-フェニルオキシラン-2- カルボキシラート、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	BMK propyl glycidate	
17	1-メチルエチル=2-メチル-3-フェニルオキシ ラン-2-カルボキシラート、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	BMK isopropyl glycidate	

18	メチル=3-オキソ-2-フェニルブタノート、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	MAPA	
19	2-メチル-3-フェニルオキシラン-2-カルボン酸、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	P-2-P methyl glycidic acid BMK glycidic acid	
20	1-メチルプロピル=2-メチル-3-フェニルオキシラ ン-2-カルボキシラート、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	BMK sec-butyl glycidate	
21	2-メチルプロピル=2-メチル-3-フェニルオキシラ ン-2-カルボキシラート、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	BMK isobutyl glycidate	
22	メチル=2-メチル-3-フェニルオキシラン-2-カル ボキシラート、 その塩類及びこれらのいずれかを含有する物	BMK methyl glycidate	

2 商品名一覧表

物 質 名	商 品 名
セレギリン塩酸塩	エフピーOD錠 2.5 セレギリン塩酸塩錠 2.5mg「アメル」 セレギリン塩酸塩錠 2.5mg「タイヨー」
リスデキサンフェタミン	ビバンセカプセル 20mg ビバンセカプセル 30mg

* エフェドリン、メチルエフェドリン、ノルエフェドリンについては覚醒剤原料として指定されているが、国内承認品はいずれも濃度規制の含有量以下であるため、覚醒剤原料から除外されています。

Ⅴ 麻薬と医薬品覚醒剤原料の取扱いについて（比較）

1 法改正により取扱いが同様となった点

	麻薬の取扱い (麻薬及び向精神薬取締法)	医薬品覚醒剤原料の取扱い (覚醒剤取締法)
携帯輸出入	許可を受けた場合、自己の疾病の治療目的で携帯して輸出入可能。	許可を受けた場合、自己の疾病の治療目的で携帯して <u>輸出入可能</u> 。
所持	患者が死亡した場合、相続人等による所持可能。	患者が死亡した場合、 <u>相続人等による所持可能</u> 。
返却	患者、その相続人等から麻薬小売業者への返却可能。	患者、その相続人等から <u>薬局へ返却可能</u> 。
譲渡	大臣の許可を受けた場合には、麻薬小売業者が麻薬を、麻薬製造業者等に譲り渡すことが可能。	大臣の許可を受けた場合には、薬局の開設者が品質不良等の医薬品覚醒剤原料を、 <u>覚醒剤原料取扱者等に譲り渡すことが可能</u> 。
廃棄	調剤済みの医薬品に限り、都道府県職員の立会いなしに廃棄可能。 (廃棄後、都道府県知事への届出が必要。)	交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料に限り、 <u>都道府県職員の立会いなしに廃棄可能</u> 。 (廃棄後、都道府県知事への届出が必要。)
記録	麻薬小売業者は帳簿を備え、必要事項の記録義務あり。	医薬品覚醒剤原料を取扱う薬局の開設者は <u>帳簿を備え、必要事項の記録義務あり</u> 。

注1) 下線部は法改正（令和2年4月1日施行）により麻薬と取扱いが同様になった点

注2) 覚醒剤原料取扱者等とは、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤製造業者、覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者をいう。

2 取扱いが異なる点

	麻薬の取扱い (麻薬及び向精神薬取締法)	医薬品覚醒剤原料の取扱い (覚醒剤取締法)
免許・指定	医師等が麻薬を施用のために交付するには、麻薬施用者の免許が必要。	医師等が医薬品覚醒剤原料を施用のために交付する際、覚醒剤原料取扱者等の指定不要。
	薬局で麻薬を調剤するには、麻薬小売業者の免許が必要。	薬局で医薬品覚醒剤原料を調剤する際、覚醒剤原料取扱者等の指定不要。
返却の相手	患者、相続人等が返却できるのは、麻薬診療施設か麻薬小売業者のみ。	患者、相続人等が返却できるのは、薬局又は当該医薬品覚醒剤原料の交付を受けた病院等のみ。
譲受後の届出	患者、相続人等からの返却によって麻薬を譲り受けた場合、廃棄後に「調剤済麻薬廃棄届」の届出が必要。	患者、相続人等からの返却によって医薬品覚醒剤原料を譲り受けた場合、譲受後速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」による届出を行うとともに、廃棄後に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」による届出が必要。
保管	保管は、麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く。）と区別し、鍵をかけた堅固な設備内にて行う。	保管は、鍵をかけた場所において行う。

VI 様式集

様式 1	覚醒剤原料廃棄届出書	1 4
様式 2	交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書	1 5
様式 3	交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書	1 6
様式 4	覚醒剤原料事故届出書	1 7
様式 5	業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書	1 8
様式 6	業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書	1 9
様式 7	業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書	2 0
様式 8	覚醒剤原料帳簿	2 1

【様式 1】

別記第十六号様式（第十九条第一項関係）

覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 13 の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

東 京 都 知 事 殿
東京都 保健所長 殿

廃棄しようとする覚醒剤 原料の品目及び数量	
廃棄しようとする施設の 所在地及び名称	
廃棄の日時	
廃棄の場所	
廃棄の事由	
参 考 事 項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般名称及びその数量を、記載すること。

別記第十八号様式（第十九条第三項関係）

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 9 第 1 項第 6 号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第 30 条の 14 第 3 項の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名東 京 都 知 事 殿
東京都 保健所長 殿

譲り渡した者の氏名		
譲り受けた医薬品である 覚醒剤原料	品 名	数 量
譲り受けた施設の所在地 及び名称		
譲り受けた日時		
譲り受けた場所		
譲り受けた事由		
廃棄の日時（予定）		
廃棄の場所（予定）		
廃棄の方法（予定）		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

【様式 3】

別記第十七号様式（第十九条第二項関係）

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 14 第 2 項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名東 京 都 知 事 殿
東京都 保健所長 殿

廃棄した医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
廃棄を行った施設の所在地及び名称		
廃 棄 の 日 時		
廃 棄 の 場 所		
廃 棄 の 方 法		
廃 棄 の 事 由		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

覚醒剤原料事故届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 14 の規定により、覚醒剤原料の事故を届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

東京都 保健所長 殿

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
事故発生年月日			
事故発生場所			
品 名	数 量	事 故 の 状 況	

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には当該業務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること。
- 5 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じ別紙を用いること。

【様式 5】

業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 1 項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出義務者続柄

氏 名（法人にあつては、名称）

東京都 保健所長 殿

業 態			
業 務 所	所 在 地		
	名 称		
品 名		数 量	
報 告 の 事 由 及 び そ の 事 由 の 発 生 年 月 日			

備 考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 2 項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出義務者続柄

氏 名（法人にあつては、名称）

東京都 保健所長 殿

業 態					
業 務 所	所 在 地				
	名 称				
品 名	数 量	譲 受 人 住 所 ・ 氏 名	法第30条の7による 区 分 及 び 業 種 名	指 定 証 の 番 号	
報 告 の 事 由 及 び そ の 事 由 の 発 生 年 月 日					

備 考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

【様式 7】

業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の処分について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 3 項の規定により、届け出ます。

年 月 日

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出義務者続柄

氏 名（法人にあつては、名称）

東京都 保健所長 殿

業 態		
業 務 所	所 在 地	
	名 称	
品 名		数 量
届 出 の 事 由 及 び そ の 事 由 の 発 生 年 月 日		

備 考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

覚醒剤原料帳簿

[illegible]

薬務課WEBページのご案内

1 掲載内容

- (1) 現在指定されている麻薬等
麻薬等に指定された物質を掲載しています。
- (2) 免許・指定申請様式等ダウンロードサービス
申請様式等を掲載しています。
- (3) 手引の御案内
次の手引を掲載しています。
 - ・麻薬取扱いの手引（病院・診療所・飼育動物診療施設用）
 - ・麻薬取扱いの手引（麻薬研究者用）
 - ・麻薬取扱いの手引（薬局用）
 - ・向精神薬取扱いの手引（病院・診療所・飼育動物診療施設用）
 - ・向精神薬取扱いの手引（薬局用）
 - ・麻薬向精神薬原料取扱いの手引
 - ・覚醒剤原料取扱いの手引き（厚生労働省作成）※PDF形式のファイルを開くには、AdobeReaderが必要です。
- (4) 医療用麻薬廃棄方法
「調剤済麻薬廃棄届」による麻薬の廃棄方法を掲載しています。
- (5) 麻薬譲受証について
麻薬譲受証の様式・記載例を掲載しています。
- (6) 麻薬小売業者間譲渡許可について（制度の概要、様式等）

2 アドレス

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai>

3 問合せ先

- 覚醒剤原料の取扱い、手続き等について
管轄の保健所等（最新の問合せ先は下記ページから御確認ください。）
<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/tebiki/phkakugen>
- 手引に関する事項について
保健医療局健康安全部薬務課麻薬対策担当
東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階北側
電話：03-5320-4505 F A X：03-5388-1434
メールアドレス：S1150603@section.metro.tokyo.jp

覚醒剤原料取扱いの手引（薬局用）

令和 6 年 1 2 月発行

編集・発行 東京都保健医療局健康安全部薬務課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話：0 3 （5 3 2 0）4 5 0 5

